

第16回教育委員会会議

1 日時 平成30年7月24日 火曜日 午後3時30分～午後5時30分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

林 園美 委員

森末 尚孝 委員

巽 樹理 委員

平井 正朗 委員

大竹 伸一 委員

花田 公絵 旭区長兼区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

多田 勝哉 総務部長

水口 裕輝 指導部長

忍 康彦 学校施設担当部長

本 教宏 施設整備課長

澁谷 剛 施設整備課長代理

渡瀬 剛行 首席指導主事

野嶋 敏一 教育センター所長（義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員長）

盛岡 栄市 中学校教育担当課長

柘原 康友 高等学校教育担当課長

大西 忠典 首席指導主事

井上 省三 教務部長

松浦 令 教職員給与・厚生担当課長

田中 大輔 教職員給与・厚生担当課長代理

玉置 信行 教職員制度担当課長
窪田 信也 教職員服務・監察担当課長
眞野 麻美 教職員服務・監察担当課長代理
松田 淳至 教職員人事担当課長
栗信 雄一郎 教職員人事担当課長代理
山野 敏和 総務課長
川本 祥生 教育政策課長
橋本 洋祐 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に林委員を指名
- (3) 案件

報告第7号 大阪市立学校におけるブロック塀の状況について
報告第8号 平成31年度使用教科用図書採択にかかる答申について
協議題第8号 平成31年度使用教科用図書採択にかかる答申について
協議題第9号 教職員の人事給与制度について
議案第68号 職員の人事について
議案第69号 職員の人事について
議案第70号 職員の人事について

なお、協議題第68号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、議案第69号及び第70号並びに協議題第8号及び第9号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第7号「大阪市立学校におけるブロック塀の状況について」を上程
忍学校施設担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

6月18日月曜日の午前8時前に、大阪府北部を震源とするM6.1の地震が発生し、高槻

市や茨木市で震度6弱を観測した。このため、高槻市立の小学校において、コンクリートブロックを使用しているプール塀が倒壊し、その下敷きとなった児童が死亡されるという大変痛ましい事故が発生した。このため、教育委員会事務局では、翌6月19日に、プール塀にコンクリートブロックを使用していると思われる本市立小中学校の46校について、事務局の技術職員が安全確認を実施し、このうち西淀川区の佃西小学校のプール塀についてぐらつき等が見受けられたため、直ちに立ち入り禁止とした。このプール塀については、既に現状復旧している。

また、本市内の小学校、中学校及び高等学校について、地震による被災状況を調査し、このなかで、コンクリートブロック塀の設置状況と損傷状況についても確認した。6月26日に地震による被災状況を集約したが、学校外周部のブロック塀、フェンス等の工作物で「倒壊の可能性がある」「大きなひび割れが入っている」との報告が、記載のとおり合計38校からあった。この38校について、事務局の技術職員が現地確認を行った結果、いずれの学校の工作物も倒壊の恐れは無かったが、うち24校において特に老朽化等による劣化が見受けられたため、補修等必要となる対応を学校に指示した。

6月27日以降の対応について、学校外周部、通学路に面してコンクリートブロック塀があるとする学校が290校あり、優先して、事務局の技術職員におきまして、現行の法基準に適合しているかどうか、確認作業を進めており、今月中に、結果を集約するべく、鋭意取り組んでいる。

今後の方針案について、通学路に面してコンクリート塀がある学校のうち「既存不適格」であるコンクリート塀については、「塀の高さ」や「控壁の有無」等によって優先順位を付けたうえで、年次計画を策定し速やかに撤去して「格子柵」等に改修する等、改修のための必要な手続きについて、速やかに関係先と調整を行ってまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 プール塀にコンクリートブロックを使用していると思われる学校は46校で、通学路にコンクリートブロック使用している学校は290校とのことですが、学校の敷地にブロック塀がある学校の数はわかりますか。

【本施設整備課長】 現状では、360校程度と把握していますが、通学路にブロック塀がある学校から優先的に調査を行っているところです。

【森末委員】 わかりました。優先順位はそうだと思いますが、学校の中でも子どもた

ちが危険な目に遭う可能性はありますので、順番は後であっても、次にどうするかという対策は必要だと思います。方針としては、コンクリートブロック塀は基本的には無くしていく方向性ということでよろしいのですか。

【本施設整備課長】 ブロック塀のうち、法基準である高さが2.2メートル以下で控え壁のあるもの、または高さが1.2メートル以下のものについては残し、基準を逸脱したものについて撤去の方針としていきたいと考えています。

【森末委員】 ということは、法基準に適合したブロック塀は安全という前提で、それ以外のもについて整備していくということですね。

【本施設整備課長】 はい。

【森末委員】 不適合のブロックについて、今後、どういったスケジュールで整備を進めていく予定ですか。

【本施設整備課長】 全体の量が今月末で集約できますので、それを見たらうえて年次計画を立てたいと考えています。必要な予算措置もありますので、市長にも報告したうえて、速やかに計画を立てていきたいと思っています。

【森末委員】 またスケジュールがわかったら教えてください。

【本施設整備課長】 わかりました。

【大竹委員】 老朽化等の劣化があった24校の補修等の費用については、学校の予算の中で今年度中の対応は可能なのですか。学校への追加の予算措置はなくても大丈夫ですか。

【本施設整備課長】 この24校のうち9校については、既に処置済みとしています。また、残り15校についても、学校で必要な見積もりをとったうえて、現在、補修の段取りをしています。そちらにつきましても、学校で対応できるものと考えています。

【林委員】 西淀川区の佃西小学校については立ち入り禁止とのことですが、プール授業等も止まっているのですか。

【本施設整備課長】 佃西小学校については、3日くらい授業ができませんでしたが、すぐに撤去作業をしまして、すぐに授業は再開できたと聞いています。

【林委員】 あとの学校は通常どおり授業ができているということですか。

【本施設整備課長】 はい。

【林委員】 小中高についての状況はわかりましたが、幼稚園についての状況はどうでしょうか、全体についてもまたチェックをお願いします。プール塀にコンクリートブロックを使用している学校は、高等学校については無かったということでもいいのですか。

【本施設整備課長】 はい。

報告第8号「平成31年度使用教科用図書採択にかかる答申について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

教科書採択に関わる基本方針及び採択の仕組みについて説明する。基本方針について、義務教育諸学校においては文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用しなければならないと定められている。今年度において、新たに咲くやこの花中学校と水都国際中学校を含む中学校の「特別の教科 道徳」の教科用図書と、水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の採択を行う。

新たに採択する教科用図書について、執行機関の附属機関に関する条例に基づき設置された大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の厳正かつ公正な調査・研究を経た答申を参照し、教育委員会において採択を行う。

これまで学校調査会・専門調査会による調査研究を実施し、3回の教科用図書選定委員会での調査・研究および審議を重ねてきた。本日、教科用図書選定委員会の調査・研究を経た答申を上程する。この答申を参照し、今後、教育委員会において採択する手順となる。

野嶋選定委員会委員長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会からの答申について説明する。選定委員会は、平成31年度使用中学校教科用図書の選定について諮問を受け、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づいて、教科用図書の選定を行うため、公正確保に留意しながら適正に教科用図書の調査・研究を行った。今回、種目「特別の教科 道徳」の8種・30点について専門調査会、学校調査会の調査・研究の報告をもとに、教科書展示会のアンケートによる市民の意見も参考に審議をしてきた。

専門調査会は、調査委員が、各教科書の内容について、「調査の観点」に従って、詳細に調査・研究を行い、発行者ごとに特筆すべき事柄について具体的に文章で記述し、報告資料を作成している。学校調査会においても同様に、各学校において「調査の観点」に従って、発行者ごとに、特筆すべき事柄について具体的に文章で記述している。

選定委員会では、事務局から学校調査会の調査結果について報告を受けた後、専門調査会の代表から調査・研究の詳細について報告を受けた。その際、専門調査会の代表から

は、「特別の教科 道徳」の教科書について、「道徳的諸価値の理解を深める教材の充実」と「生徒・教員にとって深い学びに繋がる構成」の2点が大切であるとの調査にあたっての基本的な考えについても報告があった。

また、水都国際中学校で使用する「特別の教科 道徳」以外の全教科の15種・129点については、学校調査会の調査・研究の報告のもとに、審議を進めた。

これら各調査会の調査結果をもとに、答申の作成を行った。また、作成にあたっては、諮問に添えられた理由に従い、各教科用図書の特に優れている点や、特に工夫・配慮を要する点を明確にするなど、採択権者である教育委員会の判断に資する答申となるよう、大阪市教育振興基本計画等の趣旨を踏まえ、大阪市の子どもにとってより適切な教科書の調査研究に努めた。

さらに、保護者代表、学校協議会委員代表、学識経験者代表、学校代表、区担当教育次長代表、教育センター代表とそれぞれの立場からのご意見をいただき、議論を重ね答申資料を作成した。ここに、別紙の通り答申する。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

高等学校の教科用図書の答申について説明する。高等学校で使用する教科用図書は、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の中から各校の教科用図書選定調査委員会が調査・研究し、教育委員会に答申することになっている。ただし、高等学校の場合は実技・実習をとまなう科目に適するもの等において、科目に適した文部科学省検定済教科書、あるいは文部科学省著作教科書がない場合は「他の適切な教科用図書を使用することができる」と定められている。

本市高等学校で使用する教科用図書は、各校の教科用図書選定調査会の答申を踏まえ、教育委員会において採択することとしている。各校は「教科用図書選定調査会要綱」に基づき、公正確保に留意しながら生徒に適した教科用図書についての調査研究を深め、厳正に審議し答申書を作成している。

本日は、各校の教科用図書選定調査会より提出された答申書を教育委員会に提出する。

【山本教育長】 ただ今答申書をいただきましたので、私の方から皆さまに一言申し上げます。これらの答申書は、それぞれの選定委員会及び選定調査会に参加された数多くの教職員、保護者の方々、並びに学識経験者が、ひとつひとつの教科書を丹念に調査

研究され、厳正に審議された末にできあがったものであるとのご説明がありました。

教育委員会としましては、これらの答申書を参照し、十分に検討してまいります。そして、8月前半を目途に教育委員会会議を開催し、公正かつ適正な採択を行ってまいります。検討にあたっては、必要に応じて説明を求めることもあるかと思いますが、ご協力をよろしく申し上げます。

また、教育委員会としましては、採択にあたって、静ひつな環境の中で公正かつ円滑に検討していくことが不可欠であると考えます。つきましては、これらの答申書につきましては、公開することで公正かつ円滑な採択に支障をきたすおそれがありますので、採択事務が全て終了するまでは関係者以外には公開できないことについて、ご理解をお願いいたします。

協議題第8号「平成31年度使用教科用図書採択にかかる答申について」を上程。

水口指導部長及び柘原高等学校教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、高等学校の平成31年度使用教科書選定答申書について説明する。高等学校においては、各校に設置された選定調査会においてそれぞれ答申書を作成している。答申書の作成にあたっては、学習指導要領の内容を踏まえるとともに、教育目標や学科等の特色、生徒の実態等を踏まえ、各校で十分な調査研究を行った上で、具体的に記述することとされている。

「様式1」の「調査会の構成」欄には、執筆等に関わった教員は、選定に関わることができないことを確認するため、「資格要件に合致する者」と明記している。調査研究の経過について、各見本本の比較検討やアンケートの実施など答申書提出までの経過を記載している。答申書の作成は、各校の教育目標や学科の特色もふまえて行うため、「学科等の特色について」を記載している。さらに、「選定の観点」として「内容・学習等に関する観点」、「学科等の特色・生徒の学習状況等に関する観点」について教科ごとに調査研究を行っている。「保護者および生徒の意見」については、アンケートで得られた要旨を記入している。

「様式2」は、各校が選定した教科書の一覧表について、科目ごとに特に重視した「選定の観点」を、観点別に2つずつ番号で示している。また、種別については、様式3の「A」「B」「C」を示しており、A：H30年検定済教科書を使用する場合 B：

前年度採択分からH29年以前の検定済教科書に変更する場合 C：前年度採択分を継続使用する場合としている。

「様式3」について、「様式3-A」は、2冊を答申することとしており、学校の第一希望は右端の欄に○印で示している。「様式4」は、科目内容に適した検定本がなく、一般図書を使用する場合に使用する。

主に平成30年度検定済みの教科書が記載されている「様式3-A」、昨年度と使用する教科書を変更した「様式3-B」についてご覧いただきたいと考えている。

なお、採択を行う教育委員会会議においては、各校の選定調査委員長（主に校長）が出席する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 「様式3-A」の教科書の選定理由について、選定理由だけを見ると、どちらでもよいように感じてしまいますので、選定に○をつけるのであれば、選定理由が分かるようにしてもらいたいと思います。「様式3-B」の前年度から変更した教科書の選定理由は非常に分かりやすいので、「様式3-A」についても、このように変えてもらえるとわかりやすいと思います。もう少し選んだ理由をわかりやすく記載するよう、学校の選定調査会には伝えていただきたいと思います。

【柘原高等学校教育担当課長】 わかりました。ご意見についてお伝えします。

【山本教育長】 「様式3-A」について、2者の教科書について記載するようにしているのは、あくまで答申は決めつけるものではないという意味で、このようにしているということですか。

【柘植高等学校教育担当課長】 はい。そのように以前変更したと聞いています。

【山本教育長】 もう少し選定理由が明確にわかるように記載できればよいと思います。また採択の会議の場で各高等学校の選定委員長に説明できるようにしていただければと思います。

【柘植高等学校教育担当課長】 わかりました。

【林委員】 高等学校については、特に学科や学ぶ内容などが変わったことはないということによろしいですか。

【柘植高等学校教育担当課長】 はい。

【平井委員】 教科書は継続性が非常に重要です。教科書を変えることは問題ない

ですが、教科書を変えるとストーリーも単元の流れも変わりますので、きちんと翌年度に引継ぎをして、どの教員でも授業ができるようにしていただきたいと思います。特に1年生については、センター試験がなくなる学年になります。急に教科書を変えるにはシラバスをしっかりと組み立てる必要があります。変えるときにどの観点で変えたのかを、継続性を考慮して、きちんと押さえて、引き継いでいただきたいと思います。

また、学校によってスクールコンセプトが異なり、卒業する生徒の進路保障が異なりますので、そういったことを踏まえて、カリキュラム・マネジメントの目線で教科書を選ぶようにしていただきたいと思います。

野嶋教育選定委員会委員長及び盛岡中学校教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

次に、中学校道徳の答申資料について説明する。今回初めて道徳が教科化される「特別の教科 道徳」について、「道徳的諸価値の理解を深める教材の充実」と「生徒・教員にとって深い学びに繋がる構成であること」という2つの観点を踏まえ、道徳科の授業展開や内容項目などについて、子どもも教師も深い学びに繋がる教科書がよい、という報告が選定委員会よりあった。こうした視点も踏まえながら、答申資料の道徳について、総評を中心に説明する。

「東京書籍」は、各学年の巻末に、自分用のホワイトボードが取り上げられており、生徒が自分の意見を表現する活動が充実するよう工夫されている。また、「心情円」について取り上げられており、話すことや書くことに配慮を要する生徒にも意見や気持ちの表現ができるよう工夫されている。さらに、巻末での振り返りだけではなく、テーマごとの振り返りができるようになっており、生徒が自ら学びを深めることができるよう配慮されている。一方、年間35時間の「特別の教科 道徳」の授業を基本としていることについて、教材数が30編となっており、あとは「付録」としての扱いになっているため、1時間の授業で一つの教材を扱うと考えると、選択の幅が少なく、年間計画を柔軟に立てることに配慮が必要ではないかとの指摘があった。

「学校図書」は、社会に生きる人間の多様性を前程とし、自身が参加する地域社会における社会的活動がどのようなものであるかを認識する等、生徒一人ひとりが、道徳的な諸価値に触れる中で問題解決の力をはぐくむことができるよう工夫されている。また、各教

材の最後にある「心の扉」で、コラムやデータなどの資料を取り上げて学習活動に取り組むことができるよう配慮されている。さらに、長期休暇前には、「学びの記録」により学期で学んだ事柄を振り返ることができる配慮がなされている。一方、各教材の最後にある「振り返ろう」の下にあるメモのような欄と「学びの記録」の使い方については、工夫が必要ではないかと思われる。

「教育出版」は、多くの教材が、初めに「導入の発問」、次に「教材」、最後に「学びの道しるべ」の順に構成されており、1時間の授業について、生徒も教師も見通しを持って取り組みやすくなっている。また、「人との関わりに関すること」についての教材や先人に学ぶ教材等で、生徒には理解しやすい文章となっているものが多くなっている。一方、発達段階に応じた構成となるように適切な教材を選定されているが、年間35時間の「特別の教科 道徳」の授業を基本としていることについて、目次を確認すると、教材数は30編となっており、あとは、「補充教材」としての扱いになっているため、選択の幅が少なく、年間計画を柔軟に立てることに配慮が必要ではないかとの指摘があった。

「光村図書」は、各教材の最後にある「学びのテーマ」「考える観点」「見方を変えて」や巻末にある「学びの記録」が設けられていることで、多くの教材から教員と生徒が一緒になって道徳的価値について考え、深めていくよう工夫されている。また、例えば、3年生P68のコラム等の資料により、多様な立場や考え方について、基本的なところから考えていくことができ、考えを深めるきっかけとなる資料が取り上げられている。一方、教科書の外的要素について、1年生の教科書は、当該学年の生徒にとっては文字が小さく、行間が狭いのではないかとの指摘があった。

「日本文教出版」は、中学校3年間の発達の段階を踏まえて、生徒が主体的に取り組みやすいような教材の配列に配慮されている。また、各教材の最後には、「考えてみよう」や「自分にプラスワン」が設けられており、教師にとっては授業展開の手助けとなり、生徒にとっては主体的に考えられるようになっていくとともに、別冊「道徳ノート」により生徒が自ら考えたことを記入することで学びを積み重ねることができる。さらに、「プラットフォーム」という教材と関連した内容を扱ったコラムが設けられており、より深い学びへ繋がるよう配慮されている。一方、選定委員の中から、1年生の教科書P112の表現について、教材の趣旨としては適切であるものの、配慮を要するのではないかとの指摘を受けている。

「学研教育みらい」は、各学年巻頭のページで生徒が主体的に問題意識を持ち、他者と

の対話を大切にしながら自分自身を見つめなおし、とらえなおすことに意識を持たせるよう工夫されている。また、教材の最後に「クローズアップ」があり、広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方を深めるために、特定の価値観や概念を理解させるのではなく、生徒一人ひとりが考えを深められるよう配慮されている。

「廣済堂あかつき」は、文部科学省教材の道徳教材として長く読み継がれてきた名作や感動教材等、多様な教材が取り上げられており、生徒が読み取りやすいよう配慮されている。また、各教材に「考える・話し合う」を設け、授業者にとっては授業展開の手助けを生徒にとっては自らが主体的・対話的で深い学びができるよう工夫されている。さらに、別冊「中学生の道徳ノート」では、教材ごとの振り返りとして使用するよりも、教科書とは独立した資料本として使用することで、「自分を見つめ・考え・伸ばす」ことができ、さらなる深い学びにつながるよう工夫されている。

「日本教科書」は、各学年の巻頭に、生徒が年間を通じて「道徳科では何を考え学ぶのか」についてのフローチャートが記されており、明確な目標を持って学習できるように工夫されている。また、各学年の巻末には、生徒自身の「心の成長を振り返るシート」と「道徳の時間を振り返るシート」が取り上げられており、反復して考えを深めるようになっているとともに、道徳の時間だけでなく日常生活に意識を継続させるための工夫がされている。一方、「いじめ」を直接的に表現する教材が少なく見受けられた。

咲くやこの花中学校及び水都国際中学校「特別の教科 道徳」の答申資料については、別に議決をする必要があることから、市立中学校「特別の教科 道徳」の答申資料の様式と同様に作成しており、それぞれの学校調査会の報告書を基に作成している。内容については、市立中学校の答申資料と大きく相違はない。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 廣あかつきの教科書について、著者名が表示されていないように見受けられました。教科書で文章を引用する際には、著者名を記載する必要があると思いますが、その点についてご説明をお願いします。

【盛岡中学校教育担当課長】 廣あかつきの教科書につきましては、巻末に一括して著者名が表示されています。

【森末委員】 わかりました。

【異委員】 教科書について、1つ1つの重量感が少し気になりました。各者の重さに

については調べていますか。

【盛岡中学校教育担当課長】 はい。教科書本体の重さでは、学校図書が一番重く、次に廣あかつきの教科書が重さがありました。また、教科書の型でいいますと、学研が一番大きくなっていました。なお、廣あかつきの教科書には別冊ノートがついていますが、教科書の内容と直接連動はしていませんので、例えば朝の読書の時間など、道徳の授業以外での活用ができると考えています。その他の教科書については大きな差はないと考えています。

【異委員】 DVDなどがついている教科書はありませんでしたか。

【盛岡中学校教育担当課長】 はい。今回の教科書のなかにはありませんでした。

【異委員】 年間35時間の道徳の授業があるため、30編の教材では選択の幅が少なく、配慮を要するといった説明がありました。私は、かえって学校独自の取組みに充てられるといったプラスのメリットもあると感じました。また、SNSの問題について、どの教科書も取り扱っていますが、最近の子どもは教員よりも詳しいくらいですので、その問題を丁寧に扱っている教科書がよいと思います。

【大竹委員】 自分の考えを書いて伝えることは非常に重要だと思いますので、そういう工夫がされている教科書がよいと思います。また、いじめの問題について、しっかりと書いてある教科書がよいと思います。また、重たい教科書が多く感じました。もっと軽くできればよいと感じました。

【異委員】 中学校の「特別の教科 道徳」も、小学校と同様、数字による評価はしない教科ということでしょうか。

【盛岡中学校教育担当課長】 はい。

【大竹委員】 答えのないものを教えることは非常に難しいと思います。いろんな考えがあります、で終わると何を議論していたかわからなくなりますし、答えをまとめてしまうことも難しいと思います。

【林委員】 どこに重きをおいているのかは、教科書によってそれぞれ異なると思いますが、心の問題について、自己肯定感をしっかりと持てるようなアプローチを、道徳の授業を通じて行うことが重要だと思います。今回の教科化が、教員と生徒がそういう機会を持つようなきっかけになればよいと思います。心の問題の部分にスポットがあたっているような教科書がよいと思います。また、今回、中学校の教員が初めて道徳の教科を教えるということになりますので、教える側の教えやすさもポイントになると思います。

また、教科書の重さに関して、予習復習のために教科書を置くことは禁止されている学校が多いと認識しています。たとえば道徳の教科書について、その点はどうでしょうか。教科書の重さについては、社会問題にもなっていますので、学校で配慮を検討いただくことは可能でしょうか。

【水口指導部長】 家に帰って予習復習することが原則の教科であれば、持ち帰ることが原則ですが、例えば美術などについては学校で保管しているケースもあります。あまり重たい荷物をもって登下校することは安全面からの問題もあると認識しています。

【林委員】 教科書の持ち帰りについては、生徒の自主性に任せてもよいのではないかと感じています。

【林委員】 咲くやこの花中学校と水都国際中学校については、学校としてこの教科書が使いたい、という特段の理由がなければ、129校と同様の教科書で問題はないという理解でよろしいのですか。

【山本教育長】 採択の仕組みの関係上、このように別々に答申を作成していると理解いただいて差し支えないと思います。

大西首席指導主事からの説明要旨は次のとおりである。

水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の答申資料について説明する。新たに開校する水都国際中学校は、「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」第13条第3項、第16条第3項の規定により、大阪市の採択地区とは別に採択することとなる。水都国際中学校の特徴としては、英語、数学、理科の授業を英語で行ういわゆる「イマージョン授業」を展開することである。このような特徴も踏まえたうえで、平成27年の選定委員会の答申をもとに、学校調査会において、改めて全ての教科の教科書について調査研究を行った。

今回の答申資料は前回の中学校の教科書採択における答申と大きな違いはない。しかし、数学については、水都国際中学校においては、課題探究型の学習を教育の柱の1つとしており、「オープンエンドな問題」、つまり「解答そのものではなく、解答までのプロセスが重視されるような問題」が取り扱われているかという観点を重視しており、その観点からは「数研出版」の教科書が特に工夫が見られ、水都国際中学校の教育を推進することに適しているとの意見があった。また、英語については、グローバルな視野を育み、論理的思考能力を育むという観点からすると、「三省堂」の教科書は、生徒の発達段階に合わせた多

様な題材が取り上げられており、中学校・高校のスムーズな連携も図りやすいとの意見があった。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 水都国際中学校の数学と英語以外の教科については、他の129校と同様の教科書で問題ないということですか。

【大西首席指導主事】 はい。付け加えますと、理科についても英語による授業を行いますので、その観点で調査・研究を行いました。結果的には現在129校で使用している教科書と同じもので問題ない、という意見であったとうかがっています。

【平井委員】 英語、数学、理科について、イマージョン教育をするということですが、応用問題となってきたときに生徒がついてこられるのか、という問題があります。先ほど説明のあった教科書は、難易度が少し高めになりますので、2学期に入ったときに生徒が2極化しないかという懸念があります。また、授業時間について7限目を設定しているので、教員の長時間労働にならないように配慮をする必要があります。

主役は子どもですので、子どもが授業についてこられなくならないように、子どもの到達度に応じた展開にする必要があります。運営主体である学校法人と十分に連携して、配慮いただきたいと思います。

【森末委員】 運営主体である学校法人の意向は尊重する必要があると思いますが、一方で、学校法人が教科書会社と関連がない、という担保をしっかりと持っておく必要があると思います。その点についてはどうでしょうか。

【大西首席指導主事】 運営主体の学校法人の職員も、今回の学校調査会に入っていますが、その際に教科書会社との接点がないという誓約書を提出しています。

【山本教育長】 水都国際中学校については、選定委員会において、全教科について答申資料を作成し、それを踏まえて教育委員会において採択を行うこととしていますので、そういった懸念に対しての制度面での担保は一定とれていると思います。運営主体の意向は参考意見としつつ、最終的には教育委員会の権限として採択を行っていきたいと思います。

【平井委員】 水都国際中学校についての独自性も分かりますが、高等学校と異なり中学校は義務教育ですので、その点も考慮をする必要があると思います。また、教材ではなく、どうやって教えるのかが重要だと思しますので、その点について運営主体の学校法人

においてしっかりと検討していただきたいと思います。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

アンケートについて説明する。アンケートの総数は、平成30年7月18日現在で1205点であった。「閲覧した教科書の種類」は、中学校道徳が最多であり、「大阪市内で使用する教科書にとって、特に重要な点」は、大阪市教育振興基本計画の2つの最重要目標が多く、次に、4段目「児童の興味・関心・意欲を喚起する話題や題材」が多数であった。アンケートの主な意見・感想について、全体としては、中学校道徳の教科書についての意見が多くあった。一部を紹介すると、道徳の教科書は、様々なエピソード等から、より深く考えるように工夫されていると思った、現代の子どもたちに道徳を通じて命の大切さや人との接し方などを学んでほしい、中学3年間を通じて成長が実感できるような教科書を選定してほしい、カラフルで、さし絵も多く、子どもの興味を誘うような工夫がされている、紙が上質な分、少し重いように感じた、考えを押し付けることのないような授業であってほしい。などの意見があった。

協議題第9号「人事評価の昇給への反映に係る今後の方向性（案）」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

教員の人事評価の昇給への反映については、平成29年第1回総合教育会議において、市長から検討すべきとのご意見をいただいた。そのご意見を踏まえ、当初案として、校長の相対評価を平成31年度に実施し、校長以外の教員については、今年度から実施している上位区分相対化による評価を引き続き実施し、それぞれの結果を平成32年度の昇給に反映することで検討を進めてきた。しかし、人事評価制度をより公正・公平で客観的な指標に基づいたものに改善した後に人事評価の昇給反映を行うべきであることから、昇給反映を平成33年度から実施する方向性で進めてまいりたい。

具体的には、今年度より公正・公平で客観的な指標に基づいた新たな人事評価制度を構築し、平成31年度に試行実施のうえ、しっかりと制度周知を行い、平成32年度に新たな人事評価の本格実施をめざしてまいりたい。

この新たな人事評価制度を導入するにあたっては、より公正・公平で納得性の高い人事評価を実施することが必要不可欠である。各学校に1名程度しか在籍していない校長や教頭、首席といった職種をはじめとした学校間の評価のばらつきをなくすために、学校に身

近な区が一定の役割を担うことについてもあわせて検討し、区内で評価のばらつきをなくすことにより、より教員の納得性の高い評価制度を担保する体制を整備したうえで、昇給反映を行ってまいりたい。

また、人事評価の昇給反映をより効果的な施策とするためには、研修体系を再構築し、あるべき教員像を示すといった、人事評価制度及びそれに基づく昇給反映等の人事給与制度、研修制度が一体となったトータルな改革の実施が必要不可欠であると考えている。今後、大学との連携による研修体系の再構築を行い、より効果的な人材育成策を講じてまいりたい。

新たな評価制度の本格実施の時期を平成32年度とすることにより、大都市制度の移行を見据えた柔軟な対応も可能となることから平成32年度の評価を平成33年度に昇給反映する方向で検討することとし、人事評価の昇給反映、新たな人事評価及びその実施体制の再構築や人材育成のための研修体系の再構築等を一体的に運用し、全体として体系立ったより効果的な施策として実施してまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 学校評価や教職員の人事評価について、学校に身近な区が一定の役割を担う、区内での評価のばらつきをなくす、とのご説明ですが、区長の役割についてどのようなイメージなのか、説明をお願いします。

【井上教務部長】 検討段階ではありますが、エリアごとに校長、教頭を並列に並べて評価するという制度を構築していった、そのなかで、区長が非常に近いところで評価ができるような体制を検討しています。客観的なデータに基づいて数値化をしたうえで、学校に近いところで評価をしていただくことが重要であると考えています。

【平井委員】 区長は教育の専門家ではありませんので、評価基準を事務局で準備する必要がありますと思います。学校評価検討ワーキンググループで申し上げたのは、学校評価は校長の人事評価をすることを目的にしているわけではなく、主役は生徒ですので、そこに落とし込めるようなシステム作りが重要ということです。校長や教頭の役割は、学年主任や担任が、確実なデータに基づいて生徒・保護者にきちんと説明責任を果たせるようにすることです。最終的に個々の生徒に落とし込めるような仕組みを作って、学年主任、教頭というミドルリーダーに行って、校長に行く、という組織評価にしないと意味がないと思います。学校長は細かい部分までは完全に把握していませんので、教頭や学年主任が重

要になってくると思いますので、その点見落としがないようにしていただきたいと思いません。

【井上教務部長】 わかりました。これからまたご指導いただければと思います。

【大竹委員】 マネジメントを見るということですが、数値だけ見ても学校差もありますし、数値がよかったとしても、校長のマネジメントが上手く効いていったのか、たまたまなのかは非常に難しいと思います。評価のために評価をするわけではないので、評価項目に何をを入れていくのが重要だと思います。

議案第68号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、部下教職員の管理監督責任の懈怠による懲戒処分に関する案件であり、被処分者は小学校校長である。処分内容については、地方公務員法第29条による懲戒処分として、「減給1月」といたしたい。

概要について、同校教諭が平成27年7月及び平成28年10月に行った児童への体罰行為について、それぞれ事案発生直後に当該教諭から報告を受けてこれらを知得したにもかかわらず、当該教諭への適切な指導及び監督を怠り、これらの体罰事案について教育委員会事務局への報告を怠った。さらに、当該校長は、平成28年7月に同校が実施した体罰アンケートにおいて、当該教諭による体罰事案を訴える記載があったにもかかわらず、これについても適切な措置を怠った。

いずれの体罰事案についても、当該校長は、事案発生後に当該教諭から報告を受けたにもかかわらず、具体的な事実経過についての確認や、体罰を行ったことに対する指導、学校として児童及び保護者への謝罪を行うなどの対応をとることはなく、事務局への報告をしていなかった。

また、平成28年7月に同校が実施した体罰アンケートにおいて、当該教諭による体罰を訴える記載があり、アンケートの集計作業を行っていた同校教頭が、当該校長に報告するとともに、対応について相談したが、当該校長は、本件はすでに保護者が納得して解決しているものと考えたことから、教頭に対し、「後は自分に対応する」旨を伝え、実際には特に何らかの対応をとることはなかった。

体罰を行った当該教諭の処分量定については、「体罰・暴力行為に対する処分等の基準」に基づくと、「傷害がなく、児童生徒の非違行為に対する行為が複数回の場合」に該当し、

当該教諭には過去処分歴等の処分を加重する特段の要素はないことから、行政措置として文書訓告にあたる。当該教諭の体罰事案については、懲戒処分ではなく行政措置となる。

当該校長の処分量定について、職員基本条例では、第28条第6項において、管理監督者の懲戒の基準として「任命権者は、非違行為を行った職員の管理監督者が適切な指導又は監督を怠った事実が認められるときは、当該管理監督者に対し、減給又は戒告の懲戒処分を行うものとする。」としており、また「この場合において、当該非違行為を知得していたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認していた管理監督者に対しては、停職又は減給の懲戒処分を行うものとする。」としている。

本件における当該校長の非違行為については、この管理監督責任の懈怠及び、体罰事案の「隠ぺい又は黙認」に該当すると考えられることから、当該校長に対する処分量定としては停職又は減給が基本となる。

本件については、体罰を行った当該教諭への処分量定は行政措置として文書訓告を予定していることから、条例第28条第7項の規定により、管理監督者である当該校長への処分を軽減することも可能ではあるものの、平成27年度に教頭による同様の事案で戒告とした事例があることから、校長の職責を鑑み、本件における当該校長への処分量定は減給1月が相当であるとする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第69号「職員の人事について」及び議案第70号「職員の人事について」を一括して上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

小路小学校の校長について、7月31日付けをもって退職を承認する。

後任の校長については、指導部総括指導主事 石原 至朗を昇任で充てる。

本日承認となれば、8月1日付けで人事異動を発令する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
